## 令和3年度 第2回 桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和3年11月16日(火)
開催場所	市役所6階 605会議室
出席委員	委員長       松原 雅昭 (大学教授)         委員長代理       中山 裕子 (税 理 士)         委員       白田 佳充 (弁 護 士)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、水道局長、 他約 15 名
	今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。  1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である中山委員長代理から次のとおり抽出結果の報告があった。 (抽出結果報告) 令和3年度上半期に発注した工事135件、測量コンサルタント等の委託12件の中から、工種や工事場所、指名業者が似ている・工事場所及び施工業者が桐生市ではない・落札率が100%・落札率が75%・入札参加業者なしによる中止という点に着目し、7件を抽出した。  2. 抽出事案の審議審議概要は、下記のとおり。  3. その他 ・次回の委員会の抽出委員は、松原委員長となった。 ・次回の委員会の開催予定日は令和4年7月予定とし、4月に日程調整することとなった。 ・次回から抽出前の案件一覧表は、抽出委員だけでなく各委員にも送付することとなった。

委員 担当課及び事務局 1-1. 指名競争入札 側溝改修工事 土木一式〈担当:土木課〉 〈工事概要〉 施工延長 L=38.7m 側溝工 L=38.0m 桝設置工 N=1 基 (1-2.)指名競争入札 道路改良工事 土木一式〈担当:土木課〉 〈工事概要〉 施工延長 L=6.0m フェンス設置工 L=6.0m 側溝工 L=6.0m カーポート撤去設置工 N=一式 (1-3.)指名競争入札 側溝改修工事 土木一式〈担当:土木課〉 〈工事概要〉 施工延長 L=28.7m 側溝工 L=28.0m 舗装工 A=8.4m2 集水桝工 N=1 基 ○3件の工事(参考案件含む)のうち、それぞれ十 ●桐生市認定の令和3年度業者ランクが土木Cで 木Cに該当する5者選定のうち4者が相生町の ある者から技術的適性を踏まえて地元の業者4 同じ業者であり、1者が案件ごとに新里町の違う 者と相生寄りの新里地区の業者を選定した。 業者が選定されているが、工事場所により業者を 選定しているか。 ○1-1.変更理由の既設横断管と新設集水桝の接続 ●既設横断管 (ヒューム管というコンクリート管) が合わないことは前もってわからなかったのか。 が老朽化しており、掘ってみたら腐食が進んでい たので将来的なことを考えて新しく設置したほ

うがよいという判断をした。

- ○集水桝との接続が合わないということは掘らな いとわからなかったのか。
- ○1-2.「職業訓練センターと協議の結果カーポート 設置箇所が当初の予定位置から変更」とあるが、 協議はいつ行われるのか。
- ○入札とは、なるべくなら地元業者に広く参加して もらうものだと思うのだが、そもそもの指名方法 が適切であるのか。
- ○指名は誰が行うのか。担当課か。
- ○桐生市内の他の地域の業者からクレームは出ないのか。また、地域を絞るというような配慮自体が入札のやり方に反していないか。

- ○設計額と契約金額の違いは何か。また変更契約金額とはどのようなものか。
- ○1-1. 桝設置工と 1-3. 集水桝工の工事の違いは何か。
- ○なぜ 1-1.の工事は掘ってみないとわからず、1-3.は掘らなくてわかるのか。
- 2. 一者随意契約

東武鉄道桐第70号踏切脇広告塔解体除去工事

- ●既設横断管は埋設されているので掘らないとわからない。
- ●当初設計段階で職業訓練センターと協議した際に、センター裏にカーポートを設置する予定であったが、業者が入って調査したところ、裏側にガス管や地下に電気管があり、再度協議をして決めた。
- ●本工事は年度当初の工事であり、業者の手持ち工 事等を考えた上で地元の相生の業者を検討し、新 里から1者選定している。
- ●担当課が行う。
- ●出ていない。業者を選定するときは地域性を基本に市内全域のバランスや年度当初という事情を勘案し選定した。例えば旧桐生市よりも新里・ 黒保根地域のほうが年間を通して工事の数が少ないため、相生や川内など新里・黒保根地域から近い場合にはそれらを踏まえて指名することもある。
- ●設計額は市役所で設計した金額。契約金額は入札で落札金額に消費税を掛けた金額。変更契約金額とは、税抜きの変更設計額に落札率を掛け、1万円未満を切り捨てて消費税を掛けたもの。
- ●設計者が異なることから「集水桝」、「桝」と表記 に違いがあるが、工事内容は同じ。
- ●集水桝は外にあるので掘らなくてわかるが、横断 管は、埋設されているので掘らないとわからない ため。

〈工事概要〉 広告塔(H=6.3m)撤去:1台 広告塔基礎掘削埋戻: 4.4 m3 ○広告塔設置場所が市外であるが場所はどこか。 ●場所はみどり市。桐生伊勢崎線を伊勢崎方面に進 むと国道 50 号の高架下に踏切がある。鉄道用地 の敷地内であり、「交通3悪をなくそう」という 桐生市で設置した高さ6メーターほどの広告塔が あった。桐生市所管の広告塔がみどり市に設置さ れたか経緯は不明だが、老朽化が進んでいるため 事故を未然に防ぐため撤去工事をした。 ●場所がみどり市であることから市外業者を選定 ○場所が市外であるから市外業者を選定したのか。 したわけではなく、工事場所が鉄道用地内である ことから「鉄道主任技術者B」の資格が必要であ り、市内業者で「鉄道主任技術者B」の有資格者 がいないことから東毛地区に広げ、唯一資格をも っている業者と特命随意契約した。 ○今後市外広告塔の撤去の予定があるかどうか。 ●建築住宅課では市外の広告塔がどの程度あるか 把握していないが、桐生市所管の広告塔があれば 行う。今回のように制限があれば市外業者に発注 することもある。 ○広告塔撤去は鉄道用地内外で違いはあるか。 ●基本的な解体の手順は鉄道用地内外で違いはな いが、鉄道用地内ということで東武鉄道に対する 書類の提出や確認等が通常の工事より多い。 ○予定価格の算出は鉄道内外で違いはあるか。 ●一般的な工事であれば積算基準に基づいて市の 方で算出するが、鉄道用地内の広告塔の撤去につ いては基準となるような単価がなかったため、見 積を徴取し算出した。見積書を徴するにあたり、 作業前の東武鉄道との作業手順の協議、仮設物・ 埋設物の確認、道路の使用許可等を盛り込んだ設 計額となっている。 ○競争していないが 200 万円という予定金額の妥|●前述の通り、作業手順、必要書類の作成、仮設等

建築一式〈担当:建築住宅課〉

当性は確認しているか。

の工事の必要性等を加味した参考見積を徴し、市 の方で精査して予定価格を算出している。市の設 定した予定価格以下であれば採用となる。

○基礎も撤去したようだが広告塔の撤去だけでは 済まなかったか。

●事前に担当課を交えて東武鉄道と協議を行った ところ、東武鉄道としては基礎まで撤去してほし いということだった。

## 3. 指名競争入札

桐生市立相生小学校放課後児童クラブロッカー設 置修繕

建築一式〈担当:建築住宅課〉

〈工事概要〉

ロッカー改修 1式

- ○指名業者3者のうち2者辞退で、1者が落札率 100%である理由は何か。
- ●指名業者が3者になったのは、桐生市建設工事等 請負業者選定要綱の基準にあるとおり、金額要件 から建築C等級が対象となった。現在、建築C等 級は3者しかないため、3者の指名を行った。結 果として3者のうち2者が辞退となり、1者が応 札した。また、予定価格は基準に基づき積算した もので、応札業者の積算額と市の予定価格に差異 がなかったと考えられる。
- ○3者指名していることは他の業者にはわかるの か。
- ●事後公表している。事前にはどの業者が指名されているかわからない。
- ○3者指名のうち2者辞退ということは、業者にとって金額が小さいので受けたくないような工事だったのではないか。
- ●金額は大きくないが、金額要件から入札案件に該当する。小学校の学童クラブのロッカー設置工事であるため小学校の夏休みに工事をしてほしいという要望があったので、夏休みに間に合うよう発注した。2者辞退というのは、業者にとって制約のある工事であったとは思う。
- ○ロッカーは出来合いのものを入れるのか。
- ●学校の教室の後ろにある大きなロッカーで、既製品を置くのではなく設計されたとおりに制作したものを取り付ける工事。

4. 指名競争入札

桐生市新里社会体育館柔道場畳取替工事

建築一式〈担当:建築住宅課〉

〈工事概要〉

柔道畳替え 224 枚

- なくて、落札率 100%であった理由は何かある か。
- ○指名業者が3者では少ないので増やしてはどう か。
- ○辞退業者に対するペナルティはないか。
- ○柔道で畳の使い方としては、痛む場所が違うと思 うが使い方の配慮をしているか。
- ○畳は落札業者が制作しているか。
- ○人工計算しているのか。
- ○畳の処分も含まれているのか。
- 5. 指名競争入札 活性炭倉庫樋修繕

建築一式〈担当:浄水課〉

〈工事概要〉

軒樋修繕 28.14m

- ○3. の工事と同じく建築Cが3者しか指名業者が | ●先ほどの案件と同じで桐生市建設工事等請負業 者選定要綱の基準から選んでおり、建築C等級の 登録業者全3者のうち2者が辞退した。応札した 業者の積算価格と桐生市の予定価格に差異がな かったと考えられる。
  - ●3. と 4. の工事で応札業者が1者のみになってし まったことを受け、要綱にはないが、指名選考員 会にて、建築工事でC等級の案件であってもB等 級も指名できるように諮って改善している。
  - ●いろいろな事情によって辞退しているので、ペナ ルティは課していないが、次回の指名の時に辞退 理由を考慮する必要もあると考えている。
  - ●特に畳に配慮した使い方というのはないと思う が、すべての畳が古かったので交換した。
  - ●下請けで畳屋が入っており、仕様に基づいて畳を 制作している。落札業者は現場の管理や木枠を直 す建築工事をしている。
  - ●複合単価を採用しており、人件費や材料費、燃料 費等を含んでおり、人工計算ではない。
  - ●畳の処分も含まれている。

## 堅樋修繕 5箇所

○落札率 100%であることについて。

- ○指名業者に建築B等級が含まれた理由。
- ○予定価格が妥当かどうか検証しているか。

- ○金額が小さい工事であっても発注者が監督をし「●承知しました。 っかりすることをお願いしたい。
- 6. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事(R3相生2号)

十木一式〈担当課:下水道課〉

〈工事概要〉

φ 200mm 管布設工 L=114.5m

マンホール設置工 4箇所

汚水桝設置工 14 箇所

付带工 1式

○工事の場合、業者が決まってから住民と相談する のか。増額等は仕方のないことか。

- ●落札率 100%は指名した時点では想定していなか った。50万円以下の小規模工事に近い金額であっ たので大規模工事に比べれば利益は少ないと思 う。その中で、業者は予定価格を確認して図面を 元に積算しているが、少しでも利益を得るために 予定価格と同値で入札したと考えられる。
- ●4. で説明したとおり。B等級も指名できるよう改 善したため。
- ●今回の入札監視委員会に事案が抽出されたこと を受け、根拠のある予定価格を算出しているが、 50 万円超と以下では事務手続きも異なり、50 万 円超であると現場代理人の選任も必要である。わ ずかな差で 50 万円超となる場合は業者の利益が 薄いことは否めないという話をした。

- ●予め確認はするが、業者が決まってから住民に改 めて確認し、設計変更することもある。設計の段 階で細かく計算しても、住民に確認すると変更等 が生じることは仕方のないことである。設計の段 階で確定することは難しい。
- ○入札参加業者5者が相生と境野の業者であるが | ●条件付き一般競争入札であるため、こちらから指

理由があるか。

- ○桐生市の土木A・B等級の業者数はいくつか。
- ○2者が最低制限価格で応札しているということはどういうことか。

7-1. 条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事(R3川内2号)

土木一式〈担当:下水道課〉

〈工事概要〉

φ 300mm 管布設工 L=24.7m、

φ75mm 管布設工 L=46.3m、

マンホール設置工 3箇所、

付帯工 1式

(7-2.)条件付き一般競争入札

流関 下水道管渠築造工事(R3川内2号)

土木一式〈担当:下水道課〉

〈工事概要〉

φ 200mm 管布設工 L=137.7m、

マンホール設置工 10箇所、

汚水桝設置工 9 箇所、

付帯工 1式

(7-3.)条件付き一般競争入札

流関 汚水圧送管渠築造工事(R3川内1号)

十木一式〈担当:下水道課〉

〈工事概要〉

φ75mm 管布設工 L=46.3m、

付帯工 1式

○7-1. 入札が中止とは。

名していない。

- ●土木A等級が14業者、B等級が14業者。
- ●積算については県の単価表から計算しているので問題ないと思う。推測でしかないが、発注時期が年度当初であったため各業者の意欲があったのではないかと考えられる。

●7-1. 現場付近に新堀住宅団地があるのだが、平成 6年に団地を造った時には公共下水道になって おらず小規模汚水処理施設を作った。本工事は公 共下水道が川内まで整備されたタイミングで小 規模汚水処理施設から切り替えることを目的とした工事であった。工事内容が管渠を築造する土木工事と、圧送管を設置する管工事となり、2つの工種が混ざってしまったので敬遠されたと思われる。

- ○7-1.7-2. と工事名称が似ているのと 7-1. と 7-3. では場所が近いようだが、入札が中止となったものと成立したものの違いは何か。
- ●7-1. 工事が中止になったので、下水道管渠布設工事と圧送管築造工事に分けた。7-3. はこの分けた圧送管築造工事である。7-3. 条件付き一般競争入札とし管A等級の業者を対象として発注した。下水道管渠布設工事は土木業者を対象と指名競争入札で発注した。7-2. は一般的な下水道工事である。
- ○今回は中止となってしまったが一緒に発注した ほうが桐生市は得であると思う。このような工事 を請ける業者のメリットとなるようなことは考 えられないか。
- ●工事をまとめたほうが安くなることが考えられるため当初一緒に発注したが中止となった。予算の制約がある中で各課には極力工事が集中しないように依頼しているが、7-2.の一般的な下水道工事でも2者しか応札してもらえなかったことから、この時期は業者の手持ち工事が多かったと考えられる。
- ○この時期は建築資材が入ってこないというよう なことがあったが、影響があったか。
- ●そういう影響も考えられる。